北海道障がい者条例に基づく各委員会等

北海道（ほっかいどう）

本庁（ほんちょう）

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

- ○ 本部長：知事
- ○ 副本部長：副知事
- ○ 本部員：各部長、出納局長、教育庁教育次長、有識者

調査部会（有識者）

地域（ちいき）で解決（かいけつ）できない事項（じこう）

圏域（けんいき）

○○圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

■ 障がい者が暮らしやすい地域づくりを目的として、１４圏域に設置。差別や虐待及び権利擁護に関することのほか、障がい者の暮らしづらさ等についても協議。

■ 事務局は、各保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課に置く。

■ 委員会は、障がい者、地域住民、学識経験者、関係行政機関の職員等１０名以内で組織。

地域づくり推進員（ちいきづくりすいしんいん）

- ○ 地域づくり委員会を招集・総理。
- ○ 申立てのあった事実を確認するため調査を行うとともに、著しい暮らしづらさがある場合、その原因となる者に対する改善指導、知事に対する勧告の求めを行う。
- ○ 地域で解決できない場合、推進本部に審議を求める。

調査（ちょうさ）

指導（しどう）

知事の勧告（ちじのかんこく）

勧告内容の公表（かんこくないようのこうひょう）

連携（れんけい）

相談情報の提供（そうだんじょうほうのていきょう）

市町村（しちょうそん）

地域相談員（ちいきそうだんいん）

（身障相談員・知的相談員等）（しんしょうそうだんいん・ちてきそうだんいん）

相談情報の提供（そうだんじょうほうのていきょう）

相談支援（そうだんしえん）

地域自立支援協議会（ちいきじりつしえんきょうぎかい）

個別支援、権利擁護、地域づくりの協議等（こべつしえん・けんりようご・ちいきづくりのきょうぎとう）

調整委員会（ちょうせいいいんかい）

地域で暮らす障がい者の暮らしづらさの解消を図る協議組織（ちいきでくらすしょうがいしゃのくらしづらさのかいしょうをはかるきょうぎそしき）

支援しえん

地域づくりコーディネーター（支援員）（ちいきづくりコーディネーター（しえんいん））

２１圏域に配置（けんいきにはいち）

条例の「地域づくりガイドライン」に基づき、市町村が実施（じょうれいのちいきづくりガイドラインにもとづき、しちょうそんがじっし）